

射水市監査委員告示第16号

定例監査結果の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、射水市監査基準（令和2年射水市監査委員告示第6号）に準拠して令和6年12（11）月に実施した都市計画課、道路課、建築住宅課、河川・港湾課、用地課の定例監査の結果を同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

令和6年12月4日

射水市監査委員 村上 欽哉

射水市監査委員 折橋 清弘

射水市監査委員 吉野 省三

定例監査結果報告

第1 監査の概要

1 監査の対象及び選定理由

(1) 監査の対象

(都市整備部) 都市計画課、道路課、建築住宅課、河川・港湾課、用地課

(2) 選定理由

都市計画課、道路課、建築住宅課、河川・港湾課、用地課の財務に関する事務、経営に係る事業の管理については、監査の実施頻度、金額的・質的重要性などから、次のとおり当年度の監査委員監査又は書面監査の対象とする。

監査の方法	対象部局	前回の監査期間（監査範囲）	
監査委員監査	都市計画課	令和5年11月16日 ～ 令和5年11月30日 (令和4年度執行分)	書面監査
	道路課		
書面監査	建築住宅課		監査委員監査
	河川・港湾課		
	用地課		

2 監査の目的と範囲

重要リスクに対する内部統制の整備状況及び運用状況等を監査し、その有効性を評価するとともに、令和5年度に執行した当該事務が関係法令及び規程等に準拠し、適正で効率的かつ効果的に行われているかを、証ひょう書類等の突合、質問、関係書類の閲覧などの監査手続を通じて検証することを目的とする。

3 重要リスク及び監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を次のとおり設定した。

重要リスク	監査の着眼点
(1) 必要性の乏しい補助金や助成金が交付されるリスク	ア 使用は、交付要綱の交付目的及び交付対象を逸脱していないか。
	イ 補助金の交付条件は適切に付され、条件どおり交付、履行されているか。
	ウ 実績報告に基づく精算は適切か。
	エ 補助の効果は確認されているか。また、補助効果の点から整理すべきものはないか。
(2) 適正な契約手続が行われないリスク	ア 随意契約による場合、その理由は適正か。
	イ 随意契約による場合は原則として2人以上の者から見積書を徴しているか。また、例外的に1人の者から見積書を徴する時は、その理由

	は適正か。
	ウ 予定価格、調査基準価格及び最低制限価格の算定、秘密保持の方法は適正に行われているか。また、工事については設計書金額の一部を正当な理由なく控除するいわゆる歩切りを行っているものはないか。
	エ 権限を超えた契約及び恣意に分割している契約はないか。
	オ 契約書、見積書等関係書類及び恣意に分割している契約はないか。
(3) 支出事務が適正に行われていないリスク	ア 違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。
	イ 需用費、備品購入費の支出において、検査検収は確実に行われ、かつ、物品購入、修繕等の事実のないものはないか。
	ウ 委託料の支出において、委託の相手方及び選定方法は適切か。
	エ 委託内容の履行確認は適正に行われているか。また、履行期限は守られているか。

4 監査の実施内容

都市整備部の財務に関する事務、経営に係る事業の管理について、主な着眼点ごとに、内部統制の整備状況及び運用状況について、証ひょう書類等の突合、質問、関係書類の閲覧などの方法により監査を実施した。

5 監査の期間

令和6年11月14日から令和6年11月28日まで

第2 事業の概要

1 事務又は事業の概要

(1) 都市計画課

都市計画課は、都市計画、開発行為及び公園等の整備維持管理等に関する事務を行っており、主として次のような事務が行われている。

- ① 都市計画に関すること。
- ② 開発行為に関すること。
- ③ 区画整理に関すること。
- ④ 都市計画道路に関すること。
- ⑤ 公園、緑地及び緑道に関すること。

(2) 道路課

道路課は、道路計画及び維持保守等に関する事務を行っており、主として次のような事務が行われている。

- ① 道路計画に関すること。
- ② 道路の新設及び改良工事に関すること。
- ③ 道路の維持保守に関すること。
- ④ 除雪に関すること。
- ⑤ 橋りょう、消融雪施設及び交通安全施設の維持保守及び新設等に関すること。

(3) 建築住宅課

建築住宅課は、住宅施策の企画等に関する事務を行っており、主として次のような事務が行われている。

- ① 市営住宅の管理運営及び維持管理に関すること。
- ② 建築確認申請事務に関すること。
- ③ 市有建築物の設計、監理及び補修に関すること。
- ④ 重点密集市街地整備事業に関すること。
- ⑤ 都市再生住宅の管理運営及び維持管理に関すること。

(4) 河川・港湾課

河川・港湾課は、河川・土砂対策、港湾等に関する事務を行っており、主として次のような事務が行われている。

- ① 河川・土砂対策等に関すること
- ② 高潮対策に関すること。
- ③ 港湾行政に関すること。
- ④ 射水ベイエリア周辺の賑わい創出に関すること。

(5) 用地課

用地課は、市道、用地、地積調査等に関する事務を行っており、主として次のような事務が行われている。

- ① 市道の各種申請に関すること。
- ② 街灯の維持管理及び設置に関すること。
- ③ 用地の買収、物件補償等に関すること。
- ④ 市道認定及び道路台帳に関すること。
- ⑤ 地籍調査に関すること。

第3 監査の結果

事務事業は概ね適正に行われていたものと認めるが、次の事項について措置又は検討されたい。なお、その他簡易な注意事項については、記述を省略した。

1 意見

(1) 都市計画課

ア 公園維持管理費における委託及び工事の随意契約について、契約数が多いことから、履行に誤りがないう適正・適切な施工管理や検査の実施に努められたい。

イ 公園遊具は非常に多く、特に老朽化している遊具については事故に繋がらないよう、普段から細めな点検と迅速な対応に努められたい。

(2) 道路課

ア 道路は、インフラの中で最も市民生活に直結しており、一層の維持管理に努めるとともに、不備な箇所については迅速に対応されたい。

イ 震災等諸般の事情により道路整備事業が多少遅滞することは理解できるが、計画に基づき、できる限り進捗するよう努められたい。

ウ 本市の除雪は、他市に比べ非常に適切かつ迅速と評価しているが、除雪作業時の物損事故が多いと聞いており、委託業者への指導を徹底し、安全な除雪作業に努められたい。